

大館市漁業協同組合  
内共第16号第五種共同漁業権  
遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、大館市漁業協同組合（以下「漁協」という。）の有する内共第16号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、いわな、やまめ、こい・ふな及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊具の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、漁協に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣り又は投網、刺網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 漁協は、第一項の規定による申請があったときは、手釣り又は竿釣りによる遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により漁協に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模・条件の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模・条件
投網	網目1.5cm以上
刺網	網の全長20m以下

2 漁場の区域内において、次条第1項の規定によるあゆについての公表の日から30日間は、竿釣りによってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。

3 前項区域内の長木川一の渡橋上流域において、次条第1項の規定によるあゆについての公表の日から50日間は、竿釣りによってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から10月31日までの期間内で組合が定める期間
いわな・やまめ	4月1日から9月20日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで
こい・ふな	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる魚種・区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
長木川JR花輪線鉄橋上流部から下流長木川までの区域	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ・うぐい・ふな	10cm
こい・いわな・やまめ	15cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が小中学生及び肢体不自由者（身体障害者手帳3級以上）のときは無料とし、高校生のときは半額とする。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣	日券1,000円 年券5,000円
	投網・刺網	日券2,000円 年券10,000円
いわな・やまめ	竿釣	日券1,000円 年券3,000円
うぐい こい・ふな	竿釣	日券1,000円 年券3,000円
	投網・刺網	日券1,000円 年券5,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、竿釣りの場合には、当該遊漁をする場所において、漁場監視員に納付することができる。

(1) 大館市漁業協同組合事務所

大館市雪沢字水沢8-2

(2) 渡正釣具店

大館市馬喰町37

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| (3) 田山商店           | 大館市雪沢上谷地 1 0 8   |
| (4) 伊藤商店           | 大館市根下戸下袋 5 9 - 2 |
| (5) ファミリーマート大館住吉町店 | 大館市住吉町 3 - 2 1   |
| (6) ローソン           | 大館市釈迦内           |

(遊漁承認証に関する事項)

第 8 条 漁協は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第 2 項に規定する場所、漁協が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第 9 条 この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第 2 条、第 7 条及び第 8 条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄の 1 年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について秋田県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域（漁業権番号）
内共第 1 号から内共第 2 5 号まで (ただし、内共第 1 3 号、内共第 2 2 号を除く)

イ表

水産動植物	漁具・漁法	遊漁料（1 年）
いわな・やまめ	手釣り・竿釣り	1 5, 0 0 0 円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

- (1) 秋田県内水面漁業協同組合連合会及び同会の指定する販売所

3 第 1 項の遊漁承認証に記載する事項は秋田県内水面漁業協同組合連合会の定めるものとする。

(遊漁に際して守るべき事項)

第 10 条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携行し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁協が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- （1）氏名
- （2）有効期間
- （3）注意事項
- （4）その他必要な事項
- （5）発行者名

（外来魚の再放流の禁止）

第12条 採捕された外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びブラウントラウト等）は、再放流（リリース）してはならない。

（付則） この規則は、令和6年1月1日から施行する。